物件説明書

番 号	所 在 地 番	地 目	地 積	最低売却価格	
1号物件	本町四丁目6番	宅地	m [*] 552. 51	円 115, 780, 000	

接面道路 の幅員等		北側幅員約6.5mの市道に接面しています。 西側幅員約11.5mの市道に接面しています。							
法令等に基づく制限	都市計画法等	区域	市街化区域						
		用途地域	商業地域						
		建ぺい率	80%		容積率	500%			
		防火指定	防火地	1区及び準防火地区	高度地区	-			
	その他法制限	都市計画法第8条(駐車場整備地区) 高知市の建築物における駐車施設の附置に関する条例							
		都市再生特別措置法(居住誘導区域及び都市機能誘導区域)							
		景観法第16条(高知市景観計画) 高知市景観条例							
		高知市屋外広告物条例(許可地域)							
	·	路面電車		県庁前		約0.	1 6 km		
	交通機関	バス	農協会館前		約0.01km				
				県庁前	約0.15km				
供		配管等の状況		照会先 ・電話番号					
給処理施設	電気	前面道路配線	有	四国電力株式会社 高知	支店 0120-410-430				
	ガス	前面道路配管	有	四国ガス株式会社 高知	支店 088-802-5005				
	上水道	前面道路配管	有	上下水道局お客さまサー	ビス課 088-821-9200				
	下水道	前面道路配管	R管 有 上下水道局お客さまサー			ービス課 088-821-9200			
	公共施設	高知県庁本庁舎		物件の北方	約0.1km				
	道路距離	高知市役所本庁舎		物件の西方			約0.1km		

- 令和元年9月30日まで北消防署中出張所として使用していました。
- ※ 建物の地上部分は解体、撤去済みですが、地階部分(地下1階)の躯体(杭を含む)は存置しています。 (関係図面は現地説明会にて希望者に配布します。)

地階部分の躯体等の存置に当たっては、「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスク フォースを踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について」(令和3年 9月30日付環境省通知)を遵守しています。

地階部分へはマンホールから入る必要があり、梯子などは設けていません。また、地階部分には雨水等が30cm程度溜まっており(令和6年7月23日時点)、今後も若干増える可能性があります。このため、現地説明会では地階部分を地上部からご覧いただくことはできますが、中へ入ることはできません。

・解体前建物の状況

昭和42年11月10日新築 平成8年2月2日改修 鉄筋コンクリート造4階建(地下1階)

延床面積 1878.15㎡

- ※ アスベスト, PCB除去済み。
- ※ 休止水道栓 (Φ75) あり。

- ※ 敷地の一部に、四国電力株式会社の地上変圧器がありますが、周辺の電線地中化に伴い、敷地への引き 込みに必要となるため、存置します。
- 当該物件及び隣接地の間で越境物がある可能性がありますが、これら越境物への対応等については、買 受人が隣地所有者と協議を行い、自らの責任において解決するものとし、高知市は協議、調整、費用負担 等について対応しません。
- ※ 建築物等を建てられる場合には、本市都市建設部都市計画課(088-823-9465)及び建築指導課(088-823-9470) にお問い合わせください。
- 当該地は「帯屋町遺跡」に該当するため、工事着手の60日前までに文化財保護法第93条の規定に基づく 届出が必要となります。また、試掘調査では地表下1.8mまで近年の攪乱であることが確認できておりますが、地表下1.8mを超えて工事を行う場合は発掘調査若しくは工事立会が必要となる場合があります。なお、 詳細は本市民権・文化財課 (088-832-7277) にお問い合わせください。

重要な土器や遺構等が発見され、やむを得ず破壊される場合、発掘調査を実施する必要があります。その調査に要するすべての経費は、事業を行う原因者の負担となります。また、発掘調査等に伴う損害につ いて、市は責任を負いません。

この物件説明書について、現地の状況が異なる場合には、現況が優先されます。

担当課 財務部管財課 Tin 088-823-9413

※ 物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、 現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

考 事

項